

学校保健安全法に定める感染症への対応について

1. はじめに

学校保健安全法では、「学校において予防すべき感染症」に感染した場合の登校禁止が定められています。罹患した場合、学生は周囲への感染拡大を防止するため、通学せず、医療機関を受診し治癒するまで（医師の指示による）自宅療養することが必要です。

（参考：[学校において予防すべき感染症（こちらをクリック）](#)）

具体的には、以下のとおりの対応をとってください。

2. 新型コロナウイルス、インフルエンザ、その他の感染症に罹患した場合

2023年5月8日（月）より、新型コロナウイルス（以下、「コロナ」）は感染症法において5類に位置付けられましたが、学校保健安全法の「学校において予防すべき感染症」に該当します。また、インフルエンザも同様です。

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は出席停止となりますので、下記の案内をよく読んで、必要な対応をとってください。

- ① コロナ・インフルエンザ、その他の感染症と思われる症状が出た場合は、医療機関を受診するか、抗原検査キット（厚生労働省が認可しているものに限る※）にて感染したか否かを確認してください。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html を参照。

- ② 罹患していた場合は、「診断書（発症日および療養期間が確認できるもの）」を発行してもらうか、「陽性判定が出た抗原検査キット」の写真を撮影しておいてください（ペンなどで検査キットに検査日・氏名を記入すること。製品名が見えるように検査キットのパッケージと一緒に撮影すること。）。

- ③ 症状が軽快した後に、速やかに②の資料を学部窓口へご持参ください。

※ 抗原検査キットの写真は、印刷のうえご持参ください。

なお、学部事務への個別のメール・電話等の連絡は不要です。

【療養期間】

コロナ：「発症した日の翌日から数えて5日間」かつ「症状軽快後1日が経過した日」

インフルエンザ：「発症した日の翌日から数えて5日間」かつ「解熱後2日が経過した日」

- ④ ご持参いただいた資料を学部窓口にて確認のうえ、『欠席配慮願』を発行し、申請者（学生）に交付します。
- ⑤ 欠席配慮願を、担当教員にご自身で直接提出してください。

※なお、最終授業および定期試験の欠席につきましては、上記の対応とは異なります。

最終授業週の2週間前を目安として、別途ご案内いたします。

<家族など身近な方がコロナに罹患したら>

2023年5月8日より、コロナ罹患者との「濃厚接触者」という定義はなくなりました。

しかしながら、感染している可能性がある点を踏まえて、ご自身で以下の対策・配慮をお願いいたします。

- 自身の体調に気を付ける。
- 一定期間（7日間が目安）不織布マスクを着用する。

<コロナ・インフルエンザと思われる症状が出たが、罹患していなかったら>

出席停止とはなりません。まずは、体調第一に過ごしてください。

また、検査結果が偽陰性であった可能性も踏まえ、一定期間は不織布マスクを着用するなど、感染予防対策を行ってください。

■学校保健安全法に定める感染症の感染報告

欠席配慮願の申請とは別に、こちらからも報告を行ってください。

※以下の URL からの報告は、欠席配慮願の申請と連携していません。

<URL>

<https://onl.sc/snqamCj>

<QRコード>



以上